

春日部市文化財保護審議会条例の一部を改正する条例

春日部市文化財保護審議会条例（平成17年条例第196号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 春日部市の区域内に存する文化財の調査、保存及び活用に関し、春日部市教育委員会（以下「<u>教育委員会</u>」という。）の諮問に応じ、文化財を調査し、重要事項を審議し、かつ、これらの事項に関して必要と認める事項を建議するため、春日部市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 春日部市の区域内に存する文化財の調査、保存及び活用に関し、春日部市教育委員会（以下「<u>委員会</u>」という。）の諮問に応じ、文化財を調査し、重要事項を審議し、かつ、これらの事項に関して必要と認める事項を建議するため、春日部市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p>
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、<u>教育委員会</u>の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する次に掲げる重要事項について調査審議し、これらの事項に関して<u>教育委員会</u>に建議する。</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、<u>委員会</u>の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する次に掲げる重要事項について調査審議し、これらの事項に関して<u>委員会</u>に建議する。</p>
<p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、<u>文化財保護審議会委員</u>（以下「委員」という。）10人以内をもって組織する。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、<u>文化財保護審議委員</u>（以下「委員」という。）10人以内をもって組織する。</p>
<p>(委嘱)</p> <p>第4条 委員は、文化財に関し専門的及び技術的に識見を有する者のうちから、<u>教育委員会</u>が委嘱する。</p>	<p>(委嘱)</p> <p>第4条 委員は、文化財に関し専門的及び技術的に識見を有する者のうちから、<u>委員会</u>が委嘱する。</p>
<p>(任期)</p>	<p>(任期)</p>
<p>第5条</p> <p>2 委員は、<u>再任される</u>ことができる。</p> <p>(庶務)</p>	<p>第5条</p> <p>2 委員は、<u>再任する</u>ことができる。</p> <p>(庶務)</p>
<p>第9条 審議会の庶務は、<u>教育委員会事務局</u>社会教育部文化財保護課において処理する。</p>	<p>第9条 審議会の庶務は、<u>教育委員会</u>社会教育部文化財保護課において処理する。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の第4条の規定により委嘱されている春日部市文化財保護審議委員は、改正後の第4条の規定により委嘱された春日部市文化財保護審議会委員と

みなす。